

2021年11月18日から審査請求料返還に関する改正特許法の施行

2021年9月27日付の[IP Legal Updates | Korea]にて既にお知らせしましたが、韓国特許法第84条のうち、審査請求料の返還に関する改正事項が2021年11月18日から施行され、これにより本改正事項は11月18日以降に取り下げられ、または放棄された特許出願に適用されます。

韓国特許法第84条の改正事項により、審査請求した後、次のような時期に特許出願を取り下げまたは放棄する場合には、所定の審査請求料の返還を受けることができるようになりました。

- ① 専門機関による先行技術の調査業務の結果通知があった後に特許出願を取り下げまたは放棄する場合、審査請求料全額の返還を受けることができる。
- ② 同一人により同一の発明が同日に2以上の特許出願がある場合に対し、当該出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じる協議結果申告命令が発行された後、申告期間が満了する前に特許出願を取り下げまたは放棄する場合、審査請求料の1/3の返還を受けることができる。
- ③ 拒絶理由通知があった後、意見書提出期間が満了する前に特許出願を取り下げまたは放棄する場合、審査請求料の1/3の返還を受けることができる。

[配信停止] 本 Legal updates の配信停止をご希望の場合は、[配信停止](#)をクリックしてください。

Kim&Chang_IP

Direct: +82-2-2122-3900 | E-mail: ip-group@kimchang.com

KIM & CHANG | INTELLECTUAL PROPERTY

Jeongdong Building, 17F, 21-15 Jeongdong-gil, Jung-gu, Seoul 04518, Korea

Tel: +82-2-2122-3900 (Operator) | Fax: +82-2-2122-3800 / +82-2-741-0328

www.ip.kimchang.com

Information in this e-mail is intended for the exclusive use of the individual or entity named above and may constitute information that is privileged or confidential or otherwise protected from disclosure. Dissemination, distribution, forwarding or copying of this e-mail by anyone other than the intended recipient is prohibited. If you have received this e-mail in error, please notify us immediately by telephone or e-mail (ip-group@kimchang.com) and completely delete or destroy any and all electronic or other copies of the original message and any attachments. Thank you for your cooperation.